

大山崎町役場からのお知らせ

木造住宅の **耐震診断・耐震改修** を補助しています!!

あなたの住まいは大丈夫？
考えてみよう！耐震のこと。

大きな地震はいつ、どこで起こるか分かりません。
被害を最小限に抑えるために、日ごろから備えることが大切です。
対象の建築物であれば、補助を受けることができるかもしれません。
まずは「**大山崎町役場 建設課 都市計画係**」までご相談ください。

耐震診断	簡易改修	本格改修	耐震シェルター
① 延べ床面積の半分以上の床面積が「住宅」として使用されている 一戸建てまたは長屋建ての木造住宅			
② 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 または 昭和56年6月1日以降に着工された木造住宅で 大阪北部地震による罹災証明が交付されている	② 昭和56年5月31日以前に着工された 木造住宅		
③簡易診断書「誰でも できるわが家の耐震診 断」を用いた自己診断 の結果、倒壊などの危 険性が高いもの	③ 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの ※耐震工事の 契約を締結する前 に申請が必要です。 ※令和9年3月31日までに完了する工事が対象です。 ※耐震シェルターのみ、簡易診断書の提出でも可。		

※補助対象の住宅はこちらです。
左図の①～③すべてを満たすもの

耐震診断

京都府に登録されている木造住宅耐震診断士を町が派遣し、耐震性の有無を確認します。
申請者は**自己負担金3,000円のみ**を負担し、差額は町が補助します。

簡易改修

耐震診断の結果、耐震性が低い（1.0未満）と判断された建築物に対し、簡易な改修（屋根の軽量化等）によって、耐震性を向上させる工事です。

最大40万円補助

本格改修

耐震診断の結果、耐震性が低い（1.0未満）と判断された建築物に対し、基礎や壁の補強工事など改修を行う工事です。工事後に耐震診断結果の評点によって補助額が変わります。

最大115万円補助

耐震シェルター

寝室などに設置することで、居住者の生命を守る一定の空間を確保する目的で設置するものです。京都府が指定する耐震シェルターの設置工事を一部補助します。

最大30万円補助

申込方法について

所定の様式と各種添付資料をご用意のうえ、
大山崎町役場（2階22番「建設課」窓口）までご提出ください。
必要書類についての詳細などについては、大山崎町ホームページをご覧ください。
か、下記担当まで直接お問い合わせください。

なお、書類の審査には2～3週間ほどかかることがございますので、時間に余裕をもってお申込みください。

下記の二次元コードから詳細をご確認いただけます。



耐震診断に係る手続きの ながれについて

「誰でもできるわが家の耐震診断」にて、ご自身で
チェックを行ってください。

9点以下なら申込可能

申請書（第1号様式）と添付書類を揃えて、
町役場窓口までご提出ください。

書類審査などのため、2～3週間ほどかかります。

木造住宅耐震診断士派遣決定の通知を
町役場から送付します。
診断士から連絡がありますので、**直接**耐震診断
の日程を調整してください。

耐震診断の実施

※診断士が訪問し、屋内に入ります。

耐震診断結果が診断士から町役場に提出され
た後、町役場から申請者あてに報告会の日程
調整の件でお電話します。

町役場にて申請者、診断士、役場職員の三者
が参加し、耐震診断結果の報告会を実施します。

耐震改修に係る手続きの ながれについて

申請書（第1号様式）と添付書類を揃えて、
町役場窓口までご提出ください。

書類審査などのため、10日～3週間ほどかかります。

交付決定通知書（第2号様式）を町役場か
ら送付します。

工事業者と契約 及び 改修工事の実施

完了実績報告書（第4号様式）と添付書類
を揃えて、町役場窓口までご提出ください。

書類審査などのため、1～2週間ほどかかります。

補助金確定通知書（第5号様式）を町役場
から送付します。

補助金支払請求書（第6号様式）と添付書
類を揃えて、町役場窓口までご提出ください。

書類に不備がなければ、1か月以内にご指
定の口座へ補助金の振込を実施いたします。